

豊中市安全なまちづくり功労者感謝状贈呈要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、安心安全に暮らせる社会の実現のため、安全なまちづくりの推進に関し、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体に感謝状を贈呈し、もって安全なまちづくりに関する優れた取組を広く普及することを目的とする。

(対象者)

第2条 犯罪に強い社会の実現のための安全なまちづくりに関し、地域社会における防犯活動の推進において、特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体であって、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 豊中市内の団体又は個人で安全なまちづくり推進協議会の会員が推薦するもの
- (2) 豊中市内において防犯活動を開始して3年以上を経過したもの
- (3) 安全なまちづくりに関する施策を推進する関係部長から推薦するもの

(決 定)

第3条 市長は、前条の基準を満たすものの中から受賞者を決定する。

(贈呈の時期)

第4条 感謝状の贈呈は、随時これを行う。

(贈呈の事務)

第5条 感謝状に関する事務は、危機管理課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成19年10月1日より実施する。

附則

この要綱は平成27年8月1日より実施する。